

茅ヶ崎市総合計画基本構想の改定について

茅ヶ崎市総合計画基本構想を次のように改定する。

第1 将来の都市像

海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎

茅ヶ崎市は、湘南海岸や北部の丘陵、相模川に囲まれたコンパクトなまちです。さまざまな自然の恵みを受けながら、独自の歴史文化がはぐくまれ、世界に羽ばたく人材を多数輩出するなど、「ひと」と「まち」が輝く風土が市民の誇りとなっています。

超高齢化が進行し、人口減少時代を目前に控え、これまでの量的拡大型のまちづくり政策を改め、成熟社会型のまちづくりの推進が求められています。

経済状況の悪化による厳しい財政状況が予測される中、豊かな人材という財産と誇れる風土を大切にし、次代を担うひとづくりと人々がいきいきと暮らすまちの安全や暮らしの安心を確保し、茅ヶ崎のまちの魅力・活力を将来にわたって持続させるまち「茅ヶ崎市」を育てます。

20～30年の将来を見据えて、茅ヶ崎市が目指すべき都市像を次のように定め、計画期間10年で「ひとが輝き」「まちが輝く」茅ヶ崎に向けて歩みを進めます。

第2 目標年次

平成23(2011)年度を初年度とするこの基本構想の目標年次は、平成32(2020)年度とします。

第3 将来人口の見込み

茅ヶ崎市の人口は、平成 32（2020）年に約 23.9 万人に達し、これをピークに減少に転ずるものと見込んでいます。

1 年少人口（0～14 歳）

平成 17（2005）年の約 3.2 万人から増加し、平成 22（2010）年には約 3.3 万人になりました。その後減少に転じ、平成 42（2030）年には約 2.4 万人になるものと見込んでいます。

2 生産年齢人口（15～64 歳）

平成 17（2005）年の約 15.5 万人から減少傾向を続け、平成 32（2020）年には約 14.8 万人に、平成 42（2030）年には約 14.5 万人になるものと見込んでいます。

3 高齢者人口（65 歳以上）

平成 17（2005）年の約 4.2 万人から増加傾向を続け、平成 32（2020）年には約 6.3 万人になり、約 4 人に 1 人が高齢者になり、平成 42（2030）年には約 6.6 万人になるものと見込んでいます。

このうち、75 歳以上の人口は、平成 17（2005）年の約 1.7 万人から増加傾向を続け、平成 32（2020）年には約 3.3 万人と約 2.0 倍に増加し、高齢者人口全体の半数を超えるものと見込んでいます。

第4 土地利用・都市構造

1 土地利用

茅ヶ崎市は、昭和 30 年代半ばまでは農地の広がる人口 7 万人足らずの小都市でしたが、東京・横浜方面などの首都圏への交通の利便性や温暖な風土と良好な自然環境を背景に、住宅都市として急激に人口が増加し、それに伴い高密度な市街地が形成されることとな

り、道路や公園といった都市基盤の整備の遅れが見られます。

市域（都市計画区域）（3,576ヘクタール）は、優先的かつ計画的に市街化を進める市街化区域（2,213ヘクタール）と、市街化を抑制する市街化調整区域（1,363ヘクタール）に区域区分されています。

平成22(2010)年度の土地利用状況は、住宅用地が37.4%と最も多く、次いで農地が14.7%、道路・鉄道用地が11.0%となっており、その他はいずれも10%未満となっています。

市街化区域内の土地利用状況は、都市的土地利用が92.3%を占めており、中でも住宅用地が54.6%と最も多く、続いて道路・鉄道用地が14.0%、自然的土地利用が7.7%となっています。

市街化調整区域では、自然的土地利用が55.9%と過半数を占めており、中でも農地が29.5%と多くなっています。

市街化区域、市街化調整区域については、大きな土地利用の変更のない範囲で土地利用を進めます。

2 都市構造

茅ヶ崎市は、今後の10年は、少子高齢化が進み人口の自然増加が期待できない状況です。また、茅ヶ崎市は、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の変更を前提とした特別な政策は行わないため、人口は平成32(2020)年をピークに減少に転じると予測されていることから、都市としての成熟が求められています。

都市拠点などの整備として、茅ヶ崎駅や辻堂駅西口周辺、香川駅周辺は、「都市拠点」として位置付けられており、駅前広場の整備やアクセス改善などこれまでの都市づくりを促進していきます。

また、交流やにぎわい形成などを含めて重点的に良好な景観を形成すべき領域を「景観拠点」として位置付けており、順次、特別景

観まちづくり地区に指定します。

さらに、浜見平地区は、生活の利便性の向上や防災性の向上を目指し、「生活・防災の機能をもつ拠点」としてまちづくりを進めます。

幹線道路網などの整備は、東西軸として J R 東海道本線、新湘南国道、国道 1 号及び国道 134 号、県道藤沢平塚線、市道柳島小和田線などが、南北軸としては J R 相模線、首都圏中央連絡自動車道(さがみ縦貫道路)、県道柳島寒川線、県道中海岸寒川線、市道東海岸寒川線などがありますが、東西軸に比べると南北軸の整備が遅れているため、バランスよい交通網の形成を目指します。

地区の特性に配慮したまちづくりとしては、茅ヶ崎駅周辺や辻堂駅西口周辺を中心とする市街地周辺を、商業や業務、住宅などとの複合利用が可能なエリアとして、地域特性に応じた商業・業務・サービスなどの都市機能の集積を図ります。周辺に広がる市街地は、地区の特性に配慮しながら住宅地、業務地、自然地の 3 区分に類型化された土地利用のもと、快適で安全な市民生活の確保と機能的な都市活動が可能な快適環境都市を目指します。

第 5 まちづくりの基本理念

将来の都市像の実現に向けて、総合的な政策展開の基本的な指針として、5つのまちづくりの理念を定めます。

茅ヶ崎市のまちの特徴、近年の動向、現状や課題、今後の見通しなどを踏まえて、10年間の市政を展開するうえでの方向性を示しました。

- 1 基本理念 1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく
ひとづくり

茅ヶ崎に暮らし、誇りと愛着を持ち、明日の茅ヶ崎を支える人を育てることに力点を置いて、子どもを産み育てること、学齢期の教育、生涯を通じた学習や文化活動、多くの市民が健康づくりに取り組み、さまざまなスポーツに参加できる環境づくりを、地域ぐるみで総合的に進めます。

子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、乳幼児期の過ごし方の重要性を周知・啓発しながら、子育てが初めての人も安心して子育てができる支援体制や子育て家庭のライフスタイルに合わせた保育サービスの提供、地域社会全体が子育てに関わる環境を整えます。

子どもたちを取り巻く、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、事業者の連携・協力によって、子育てに関わる時間が持つ、子どもたちが元気に育ち、意欲的に学び、大人も成長しながら、次代を担う人が育つ環境を整えます。

性別、年齢、国籍、障害の有無などを問わず、あらゆる人が多様な活動に参画し、交流する、はぐくまれた市民の力が十分に生き、一人一人が自分らしく活躍できる地域社会を育てます。

(1) 政策目標 1 次世代の成長を喜び合えるまち

目指すべき将来像

- ・ 安心して子育てができるサポート体制ができている
- ・ 子育てを支え合える地域社会の仕組みができている
- ・ 子どもを産み育てやすい環境が整い、子どもの総数が増えている
- ・ 多様なニーズに合わせた保育サービスが提供されている

ア 施策目標 01 安心して子どもを育てることを支援する

施策のねらい

(ア) 乳幼児に関する施策の充実

子どもの成長にとって乳幼児期の保護者の関わり方が重要であることを啓発するとともに、保護者のために乳幼児期の子育てについての情報や学習機会をさまざまな媒体を活用して積極的に提供するなど、乳幼児に関する施策を充実します。

(イ) 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築

子育てを教えてくれる人や支えてくれる人が身近におらず、孤立して不安になっている保護者と子の双方を支えるため、地域社会全体が子育てに関わる力や助け合う力を回復して、地域の中で、子どもを安心して預け合うなど、社会全体で子育てを支援できる仕組みの拡充を図ります。

(ウ) 子育て支援の充実

子育て世代の経済的な負担を軽減するなど、子どもを産みやすい環境を整備します。乳幼児期、学齢期にはそれぞれの時期や保護者の生活形態に応じて、子育てが初めての人をはじめ、子育て中の保護者が安心して子育てができるよう支援・助成します。

(エ) 医療費助成制度の維持

医療費助成制度（小児医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成）を安定的に継続運営することで、対象者の健康や福祉の増進と経済的負担の軽減を図ります。

イ 施策目標 02 ニーズに合った多様な保育を行う

施策のねらい

(ア) 待機児童対策の推進

認可保育園の施設整備と認可外保育施設の認可化移行促進による定員増や、小規模保育事業などの整備を行い、入園待機児童の解消を図ります。

(イ) 小学生の放課後支援の充実

保護者の多様な就労形態やニーズに対応可能な児童クラブの環境を整え、小学生の放課後の健全育成を図ります。

(ウ) 保育サービスの質の向上

保護者の多様な就労形態や生活形態に対応するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、多様な保育メニューを提供するとともに、保育サービスの質を高め、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えます。

ウ 施策目標 03 子どもの健康な成長を支援する

施策のねらい

(ア) 家庭児童相談事業の充実

家庭児童相談事業を充実し、子育て家庭の育児不安などの解消を目指します。また、関係機関と連携して、児童虐待相談の充実と虐待の未然防止対策を強化するとともに、児童虐待の起きた家庭を支援します。

(イ) 療育相談事業の充実

巡回相談などを通じて幼稚園、保育園、学校などの機関と連携を深め、療育相談を充実します。

(2) 政策目標 2 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち

目指すべき将来像

- ・ 児童・生徒が学びへの意欲にあふれ、学力とともに豊かな人間性がはぐくまれている

- ・ 地域の教育資源を活用することで授業の充実が図られ、地域連携が推進されている
- ・ 学んだ成果が地域の中で生かされている
- ・ 家庭、地域、学校の連携協力により、まちの教育力が生かされている
- ・ 公民館や図書館などが学習・活動の拠点となり、市民自らが地域課題を解決していこうとする機運が高まっている
- ・ 文化財が適切に保護され、活用されている
- ・ 次代を担う市民が育つ教育政策が進んでいる
- ・ 子どもと大人が共に育つ教育理念が政策に生きている
- ・ 基礎的な調査・研究を生かした新たな教育の展開が生まれ、教育課題の解決が図られている

ア 施策目標 04 学びの質を高め、学び続ける意欲を育てる
学校教育を推進する

施策のねらい

(ア) 確かな学力と豊かな人間性の育成

子どもの育ちを支える教育を推進し、自ら学び続けることによって身に付く学力とともに豊かな人間性をはぐくみます。

(イ) 児童・生徒が主体的に学ぶ教育の推進

自分を取り巻く世界との出会いと対話を通し、児童・生徒が学びへの意欲にあふれ、主体的に学ぶ授業づくりを軸とした教育を進めます。

(ウ) 教育相談機能の充実

児童・生徒が抱える悩みを気軽に相談し、解決することができるよう、学校における教育相談機能を充実します。

(エ) 児童・生徒一人一人の状況に応じた教育の推進

児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善し、克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育を推進します。

(オ) 児童・生徒の成長を促す教育課程の編成

児童・生徒の学び続ける意欲と豊かな人間性をはぐくむ教育課程を編成し、教育活動として具現化できるよう学校への支援を行います。

(カ) 家庭、地域、学校が連携した学校づくりの推進

児童・生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむため、家庭、地域、学校が連携して、特色ある学校づくり、魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりを進めます。

イ 施策目標 05 自分を見つめ、地域を見つめる社会教育と文化財保護を推進する

施策のねらい

(ア) 家庭教育・幼児期の教育の支援

すべての教育の出発点である家庭教育や幼児期の教育の学習機会や情報の提供などの取り組みを進め、家庭教育や幼児期の教育を支援します。

(イ) 地域の教育力の向上

児童・生徒が地域の自然や歴史、文化などを学ぶ機会や地域の人たちとの交流やふれあいなど、さまざまな体験を通して成長できるよう地域の教育力の充実に取り組みます。

(ウ) 効果的な社会教育の推進

さまざまな社会教育事業を体系化し、現代的課題や地域課題などの社会的要請に対応した学習機会の提供など効果的な社会教育を推進します。

(エ) 地域の学習拠点としての公民館の充実

利用者の安全性と利便性の向上を図るため、公民館施設を適切に維持管理し、整備します。公民館は地域の学習拠点として、家庭、地域、学校を結ぶコーディネーター的役割を担い、世代間交流、地域づくり、地域活動への支援を行い地域課題を地域が自ら解決する力が育つよう支援します。

(オ) 文化財の保護・活用

先人が守り、伝えてきた市民の誇れる文化であり、次世代へ伝えるべき文化財の調査・研究、保全・保護、活用を図り、文化財保護の考え方の普及・啓発を進め、人づくり、まちづくりに生かしていきます。この過程で市民との協働を通じて郷土愛をはぐくみます。

ウ 施策目標 06 思いやりの心とたくましく生きぬく力を育てる

施策のねらい

(ア) 青少年育成の推進

子どもたちが安全で安心な環境の中で、のびのびと育ち、たくましく成長することができるよう、家庭、地域、学校の連携による青少年育成を進め、子どもたちが地域におけるさまざまな世代の人々と交流する機会を創出します。

(イ) 子どもたちの居場所づくり

子どもたちが、安全で安心に遊ぶことができる居場所づ

くりとしての小学校ふれあいプラザ、青少年広場、青少年会館などの整備や、さまざまな体験活動ができる野外研修施設の整備を進めます。

エ 施策目標 07 地域社会を支える情報拠点としての機能を
たかめる

施策のねらい

(ア) 図書館の充実

だれもが利用しやすい図書館を目指し、施設設備、図書館資料、データベースや自主事業などの充実を図るとともに、市民の読書支援、学習支援を行います。

(イ) 読書に親しむ環境づくり

お話し会などを通して、子どもたちから読書に親しめるよう環境づくりを進めます。

オ 施策目標 08 教育理念を実現する政策を推進する

施策のねらい

(ア) 教育力の向上

茅ヶ崎の教育力が、学校教育の充実とともに、社会教育の展開により、幼児期の教育が振興され、地域の教育力や家庭の教育力が向上し、次世代の育成に向けての推進力となるよう取り組みます。

(イ) 基礎研究に基づく重点施策の立案と事業展開

茅ヶ崎の教育がその効果を発揮できるよう、基礎研究に基づいて重点施策を立案し、事業を展開します。

(ウ) 教育マネジメントの推進

教育行政を効率的・効果的に運営するため、政策・施策の点検・評価を実施し、総合的な進行管理を行います。

カ 施策目標 09 子どもの健やかな育ちを促す教育を研究し
支援する

施策のねらい

(ア) 子どもの成長発達についての調査・研究

幼児期からの成長過程の中で、どのような経験をするこ
とが豊かな人間性と自律性をはぐくむことにつながって
いくのか、教育的側面から研究します。

(イ) 教育課題についての調査・研究

子どもたちの学習や生活の状況を把握し、幼児期の教育
のあり方など教育課題の調査・研究を進め、学校、家庭、
地域の教育力の向上に向けた新たな取り組みの展開につ
なげます。

(ウ) 教職員の研修機会の提供と学校の支援

児童・生徒の学び続ける意欲と豊かな人間性をはぐくむ
ために必要な教育者としての資質や指導力向上に向けた
研修機会の提供と学校支援を実施します。

(エ) 質の高い授業づくりの支援

学習内容・指導方法に関する実際的な授業研究を踏まえ、
質の高い授業の実践を目指した学校づくりを実現するた
めの研修を展開します。

(オ) 相談・支援体制の充実

子どもたちが抱える問題や課題の解決のために必要な
相談・支援体制を充実します。特に、教育相談について、
相談者のニーズに応じた総合的・横断的な取り組みができ
る体制を構築します。

(3) 政策目標 3 次代に向かって教育環境ゆたかなまち

目指すべき将来像

- ・ 教育委員会と市長との密接な連携のもとで、より広い視野から教育方針を決定している
- ・ 一貫した教育方針を基に、安定した継続性のある施策を実施している
- ・ 教育行政の推進と学校教育環境の充実が図られている
- ・ 教育施設の改善が進み、児童・生徒の安全性、快適性が保たれている
- ・ 児童・生徒が健康で安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境が整備されている
- ・ 地産地消、食の安全、栄養バランスなど、食育に配慮された給食が提供され、児童・生徒たちが健やかに育っている

ア 施策目標 10 円滑に教育行政を進める

施策のねらい

(ア) 理解され、信頼される教育行政の推進

教育委員をはじめ教育行政に携わる人が教育委員会制度の趣旨をしっかりと認識し、市長との密接な連携を保ちながら、果たすべき責任を果たすことで、市民から理解され、信頼される教育行政を推進します。

(イ) 教育行政の効率的・効果的な運営

教育行政を効率的・効果的に運営するため、継続性のある施策を充実したものとするとともに、組織、人事、事務管理の一層の適正化を図ります。

(ウ) 教育効果を発揮できる環境づくり

教育効果を発揮できる教育行政を円滑に推進するため、

教育を取り巻く社会環境の変化などに対し、充実した審議で適切な意思決定とそれに伴う施策を実現できる環境づくりを進めます。

(エ) 学校備品などの適正管理・整備

教育環境と授業の充実を図り、児童・生徒の学ぶ意欲をはぐくむため、多様化した教育ニーズに即して学校備品、学校遊具・体育器具の適正管理と整備を進めます。

イ 施策目標 11 安全で快適な教育環境をつくる

施策のねらい

(ア) 教育施設の整備

老朽化した教育施設の整備など日ごろの教育環境の向上に努めるとともに、児童・生徒をはじめ多くの人々が安全・安心で快適に学習と利用ができるように、大規模改修事業や環境改善事業など、教育施設を整備します。

ウ 施策目標 12 健やかで安心できる学校生活を支援する

施策のねらい

(ア) 就学が困難な児童・生徒への支援

経済的な理由で就学が困難な児童・生徒に対して学用品費、学校給食費などを支援します。

(イ) 学校給食の充実

健やかな心身の育成のため、献立の充実を図り、食の安全確保をし、質の良い給食を提供し、食の大切さを伝えます。また、老朽化し更新時期を迎えた給食調理場の適切な管理を行うなど、衛生管理を徹底します。

(ウ) 学校保健の充実

健康診断を実施し、児童・生徒の健康状況を把握すると

ともに、健康管理に関する指導・助言体制を整備し、児童・生徒の健康保持増進を図ります。

(エ) 教職員の適正配置

教職員の確保と適切な配置により、児童・生徒が効果的に教育を受けられる体制を整えます。

(オ) 登下校時の児童の安全確保

警察など関係機関や家庭・学校・地域と連携し、登下校時の児童の安全を図ります。

(カ) 適正な就学事務の実施

児童・生徒が義務教育を受けるための就学事務を適正に行います。

(4) 政策目標 4 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち

目指すべき将来像

- ・ 市民の学習意欲に応じて、学習拠点とともに、市民、大学、事業者などとの協働によって新しい学習の場や機会が充実している
- ・ 地域文化への愛着と未来への創造力があふれ、だれもが自然に文化・芸術に親しんでいる
- ・ 世代を超えてスポーツに親しみ、健康に暮らしている人が増えている
- ・ 互いを尊重しながら、自らの意思で積極的に等しく社会に参画できる環境が整っている

ア 施策目標 13 まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ

施策のねらい

(7) 市民の自主的な文化生涯学習活動の促進

だれもが自由に参加し、互いに学び、学んだことを生かせる学習環境や文化芸術活動に参加しやすい環境を整えることにより、市民の自主的な文化生涯学習活動を促します。

(4) 生涯学習を担う人材の活用

生涯学習を担う人材を活用して、時代の変化に対応し、自立した個人の成長を支援します。

(ウ) 生涯学習拠点の整備とネットワークの構築

生涯学習の拠点を整備し、生涯学習を総合的に展開していきます。また、企業・NPO・学校・市民のネットワークを構築します。

(エ) 芸術・文化に触れ合う機会の増加

芸術・文化を通して、だれもが日々の暮らしを豊かにし、心の充足感、生きる力、他人に対する優しさなどをはぐくむことができるよう努めます。また、市民文化会館のリニューアルによりバリアフリー化を推進し利用者の利便性や安全性の向上を図るとともに、芸術・文化に触れ合う機会を増やします。

(オ) 身近なところで触れる芸術活動の展開

地域住民のもとへ出向いて芸術活動を行うアウトリーチ活動など、芸術・文化への最初の接点の垣根を低くする取り組みや、芸術・文化鑑賞事業や創造育成事業、次世代育成事業で「気づき」の仕掛けを行うことにより、これまで芸術・文化になじみが薄かった層の芸術・文化への新たな参画を促します。

(カ) 市史の編さん、情報発信

郷土の発展、変遷を理解してもらうため、茅ヶ崎市に関する歴史資料を調査・収集・保存し、歴史講座の開催や「ヒストリアちがさき」の刊行などによって、その成果を広く発信することにより、わがまち、わが地域への愛着心をはぐくみます。

イ 施策目標 14 いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる

施策のねらい

(ア) 生涯スポーツ・健康づくりの推進

市民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ健康づくりができる、生涯スポーツと健康づくりの推進を図ります。

(イ) さまざまなスポーツに取り組める環境づくり

スポーツ人口を増やし、指導者を育成し、さまざまな種類のスポーツに多くの人が気軽に参加する環境づくりを進めます。

(ウ) スポーツ施設整備の推進

市民のだれもが、気軽にスポーツに親しめるよう、既存スポーツ施設のバリアフリー化を含めた機能充実と新たなスポーツ施設整備の推進を図ります。また、利用者の安全を確保するため、施設の適切な維持管理を進めます。

ウ 施策目標 15 互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる

施策のねらい

(7) だれもが社会参画できる環境づくり

すべての人が個人として尊重され、配偶者などへの暴力、高齢者虐待、児童虐待やいじめなど、あらゆる人権侵害となる問題の解決と家庭や地域における生活や職場などにおいて、男女が性別にかかわらず、個人の個性と能力を対等に発揮できる男女共同参画社会実現に向けた環境づくりに取り組みます。

(4) 国際化に対応した行政サービスの提供と地域交流の支援

国際化の進展に伴い、外国籍市民が、適切に行政サービスを享受し、地域において円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、多言語による情報提供や国際交流事業などを通して、国際化に対応した行政サービスの提供や地域での交流を支援します。

(5) 都市交流の推進

多くの都市やそこに暮らす人々と交流することにより、異なる環境に暮らす人々の生活や文化を理解し、相互に尊重する心を育てます。

(6) 平和の尊さの啓発

戦後 60 余年が経過し、戦争の記憶が薄れる中、平和の尊さを啓発する必要性が高まっています。戦争を体験した世代が少なくなる中、「平和のつどい」の開催などを通して、市民に平和の尊さを認識してもらう活動を進めます。

超高齢化が進行する中で、市民のだれもが、住み慣れたまちで、自分らしく元気に暮らし続けられる地域をつくります。

保健・医療の基盤を維持・充実し、疾病の予防や早期発見・早期治療などを推進することで、市民の健康を守ります。また、市立病院で質の高い医療サービスを安定して提供します。

制度による公的な福祉サービス（公助）を充実させていく一方で、多様化する課題に的確に対応するため、公助の限界を見極めつつ、共助による支え合いの仕組みを構築します。さまざまな福祉活動を支援し、ネットワーク化することで、地域の「支え合い」の力を着実に育てます。

国際化の進展等に伴いモノやヒトの流れが活発になる中での予期せぬ感染症の発生予防とまん延防止、食品の安全性を確保するための監視・指導による市民の健康被害防止、衛生的な生活環境の確保や動物愛護の取り組みの支援を通じて、地域の公衆衛生を支えます。

(1) 政策目標 5 共に見守り支え合いですこやかに暮らせるまち

目指すべき将来像

- ・ 元気な高齢者が増えている
- ・ 地域の総合的な相談機関や専門相談員が設置され、だれもがより身近なところで相談できている
- ・ ボランティアに取り組む人が増え、地域での見守り、支え合いができている
- ・ 在宅生活を支援するサービスが充実し、住み慣れた地域で暮らし続ける人が増えている
- ・ だれもが安心して医療を受けている

- ・ 日ごろの見守り活動とともに、災害時要援護者の支援体制も整っている
- ・ 地域で活動する自立した障害者が増えている
- ・ だれもが生活の不安なく暮らしている

ア 施策目標 16 自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる

施策のねらい

(ア) 支え合える環境づくり

地域住民のつながりを再構築し、住み慣れた地域でだれもが充実した生活を送ることができるような社会環境を整備します。

(イ) 地域福祉活動の充実

地域での多様な福祉活動の担い手を増やし、その活動を支えるための拠点を整備充実します。

(ロ) 地域福祉活動のネットワーク化

支援が必要な人に対して、公的な制度による福祉サービスと制度によらない民間主体の福祉サービスが切れ目なく提供できるような体制を構築します。

イ 施策目標 17 医療を受けられる保険制度を安定的に運営する

施策のねらい

(ア) 国民健康保険事業などの安定した事業運営

国民健康保険と後期高齢者医療制度の安定的で健全な運営を確保し、だれもが安心して医療を受けられるようにします。

(イ) 特定健康診査の実施率の向上

特定健康診査の実施率を向上させ、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者と予備群を掘り起こし、効果的な保健指導を行い、糖尿病など生活習慣病の改善につなげることで、健康の保持に努めます。

(ウ) 国民年金への加入促進

一人一人の年金受給権確保のために、国と協力・連携し、きめ細かな年金相談を推進するとともに、国民年金に係る各種届出などの適切な事務処理を進めることで、国民年金への適正な加入と保険料納付を促進します。

ウ 施策目標 18 高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する

施策のねらい

(ア) 高齢者の健康づくりと生きがいつくりの支援

高齢者が、できるだけ健康で、その人らしく生きがいをもって生活できるよう、体力・健康づくりと生きがいつくりを支援します。

(イ) 介護サービスの充実

介護が必要な高齢者に対して、身近な地域で安心して、必要なサービスが利用できるよう、介護保険サービスを充実します。

(ウ) 認知症高齢者に対する支援の充実

認知症高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある暮らしが続けられるよう、地域ケア体制を整備します。

(エ) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

多様な主体による訪問サービスや通所サービス等の介護予防・生活支援サービス等の提供体制を整備し、要支援

認定者等の在宅における日常生活を支える取り組みを推進します。

(オ) 多職種が連携した在宅医療の体制の充実

医療、介護などの多職種の連携による支援体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし、在宅で医療を受けられるようにします。

(カ) 地域包括支援センターの機能充実

高齢者とその家族に対して、身近な地域で、保健・福祉・介護に関する相談ができるよう、地域包括支援センターの機能を充実させるとともに、さらなる施設整備を行い、地域支援体制を整備します。

(キ) 権利擁護体制の充実

高齢者が、主体的な生活を選択する際に、権利を侵害されたり財産を脅かされたりすることがないように、地域の多様な関係者・関係機関と連携し、権利擁護の推進体制を強化することで、いざというときも安心して生活できるようにします。

(ク) 災害時要援護者支援制度の充実

一人暮らしの高齢者や障害者など、日常生活の中で手助けを必要とする人が、災害が発生した際に地域の中で支援を受けられるようにするための災害時要援護者支援制度を充実します。

エ 施策目標 19 障害者の自立した生活と社会参加を支援する

施策のねらい

(ア) 障害者が暮らしやすい条件や環境の整備

障害者が、自分の住んでいる地域で安心して生活できるよう、暮らしの場の整備をはじめ生活全般にわたる支援など、障害者の暮らしを支えるサービスを充実します。

(イ) 主体性や自立性の確立

障害者が、その人らしく生きていくために、能力や特性に応じた活動の場の確保や就労に向けた多様な支援を行い、主体性や自立性を確立できるようにします。

(ウ) ノーマライゼーションの浸透

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合い、共に社会を築いていく市民であるという意識を啓発していきます。

(エ) 権利擁護体制の充実

障害者が、主体的な生活を選択する際に、権利を侵害されたり財産を脅かされたりすることがないように、地域の多様な関係者・関係機関と連携し、権利擁護の推進体制を強化することで、いざというときも安心して生活できるようにします。

(オ) 災害時要援護者支援制度の充実

一人暮らしの高齢者や障害者など、日常生活の中で手助けを必要とする人が、災害が発生した際に地域の中で支援を受けられるようにするための災害時要援護者支援制度を充実します。

(カ) 医療費助成制度の維持

重度障害者医療費助成を安定的に継続運営することで、対象者の健康や福祉の増進と経済的負担の軽減を図ります。

オ 施策目標 20 安定した生活を支援する

施策のねらい

(ア) 生活困窮者への自立支援

生活保護の開始には至らないものの、さまざまな理由で生活に困窮している人に対し、自立支援に向けた施策を講じることで、将来的に生活保護の開始に至らないようにします。

(イ) 生活保護世帯の自立支援

生活保護を受給している世帯に対し、必要な支援を行いながら自立を促し、できるだけ短期間で自立できるようにします。

(2) 政策目標 6 質の高い医療サービスを安定的に提供するまち

目指すべき将来像

- ・ 市立病院が地域の基幹病院として、急性期医療を担っている
- ・ 市立病院は、救急医療体制が整っており、急病時に安心して医療を受けることができる
- ・ 市立病院は、小児科・産科・麻酔科などの不足しがちな診療科目の医師も充足されている
- ・ 地域の基幹病院である市立病院が健全に経営されている

ア 施策目標 21 効果的・効率的に病院を経営する

施策のねらい

(ア) 経営健全化による安定した病院経営

救急医療、災害時医療、小児医療、周産期医療など地域医療確保のために担う役割を果たしつつ、経営の健全化を

図り、安定した病院経営を行います。

(4) 効果的・効率的な医療機器の整備

市民の医療ニーズと医療の技術進歩に対応するため、高度医療を支える医療機器を計画的に整備します。

イ 施策目標 22 高度で良質な医療サービスを提供する
施策のねらい

(ア) 質の高い医療の提供

市立病院は、地域の基幹病院として急性期の患者を中心に、質の高い医療を提供します。

(イ) 病診連携と機能分担の促進

かかりつけ医を中心とした地域医療の連携や民間病院・診療所・福祉施設・介護事業者などとの機能分担と連携を促進します。

(ウ) 適確な診療報酬の確保

高度で良質な医療を安定的に提供するため、適正かつ確実な診療報酬の請求を行うとともに、多様な取り組みにより収納事務の効率化を図ります。

(3) 政策目標 7 だれもがいつまでも健康で安心して暮らせる
まち

目指すべき将来像

- ・ だれもが健康に関心を持ち、健康の増進に取り組んでいる
- ・ 快適に暮らせる安全で衛生的な生活環境が整っている
- ・ 妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じて、子どもと保護者の健康が守られている

ア 施策目標 23 あらゆる健康危機から地域住民を守る
施策のねらい

(ア) 保健所間の連絡体制の充実

保健所行政の推進に必要な最新の知見や情報を収集するため、地域の保健福祉事務所や県内の保健所設置市などとの連携を進めます。

(イ) 健康危機管理体制の整備・充実

予期せぬ感染症の発生やまん延など、住民の生命や身体の安全を脅かす事態に備え、医療機関や他自治体などと連携した健康危機管理体制を整備・充実します。

(ウ) 保健、医療に携わる人材の育成

保健師や管理栄養士等の資格取得を目指す学生等に対する地域保健実習を支援するほか、医師臨床研修等を実施し、地域保健・医療の人材の育成を推進します。

イ 施策目標 24 医療の安全を確保し、健康で安心した生活を
持続する

施策のねらい

(ア) 医療供給体制の強化

病院や診療所等の許可・届出等に対する指導や立入検査等を通じた医療供給体制の強化を進めます。

(イ) 地域医療の充実

救急医療事業のあり方を再検討するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保し、いざというときに身近なところで医療サービスが受けられるようにします。

(ウ) 健康生活の支援

各種健康相談・健康教育等を実施するとともに、地域の歯科保健や給食施設の栄養管理等を充実させる取り組みを進めます。

ウ 施策目標 25 こころとからだの健康をサポートする

施策のねらい

(ア) 専門性の高い疾病予防対策の充実

多様化・複雑化する感染症の予防や拡大防止対策を充実させます。また、難病などの患者・家族の交流を図るとともに、相談体制を充実させます。

(イ) こころの健康づくりの推進

ストレスなどの蓄積による心の不安や精神疾病を未然に防ぐため、心の健康に関する啓発活動や相談体制を充実させます。

エ 施策目標 26 健康で衛生的な生活環境を守る

施策のねらい

(ア) 環境衛生の向上

理・美容所、クリーニング所、旅館、興行場及び公衆浴場などの生活に密着した生活衛生施設の営業、墓地の経営、専用水道などの水道施設などの許可、監視指導などを通じて衛生措置基準の順守、施設の改善向上を図ります。

(イ) 医薬品等の使用の適正化

薬局をはじめ、医薬品等を取り扱う医療施設等の監視指導などを通じて、薬事衛生の向上を図ります。また、薬物乱用防止に関する普及啓発に取り組みます。

(ウ) 動物の愛護、保護管理の推進

人と動物が共生できる快適な環境づくりのため、野生鳥獣の捕獲許可、愛玩動物飼養のマナー啓発、危険害虫の駆除、狂犬病予防定期集合注射の実施に努めます。

オ 施策目標 27 食の安全・安心を確保する

施策のねらい

(ア) 食の安全の確保

食品の製造所や販売店などの監視指導及び食品等の検査を通じて、食の安全・安心の確保に努めます。

(イ) 食品衛生知識の普及

食品関係業者をはじめ、広く地域住民への食品衛生に関する正しい知識の普及に取り組みます。

カ 施策目標 28 ころとからだを健康にできる環境をつくる

施策のねらい

(ア) 健康づくりの推進

市民一人一人が健康づくりに主体的に取り組めるよう、一次予防に重点を置き、健康に関する適切な情報と場を提供し、市民全体の健康づくりを推進します。

(イ) 食育についての正しい知識の普及

市民一人一人が、主体的自発的に健全な食生活を送ることができるよう、食育についての正しい知識を普及します。

(ウ) 各種検診の受診率の向上

疾病の早期発見・早期治療のために、検診の必要性を広報紙や個別通知などで啓発し、健康診査などの受診率を上げ、だれもが生涯にわたり健康的な生活を送ることができるようにします。

(エ) 母子保健対策の充実

母子保健対策を充実し、子どもも親も健康的な生活を送り、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるとともに、訪問指導の充実を図り、支援を必要とする家庭を支援しま

す。

3 基本理念 3 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり

深刻化している地球温暖化への対策は、地球規模での喫緊の問題であり、待ったなしの状況にあります。低炭素社会への転換を図り、資源循環の仕組みを確立するとともに、生物多様性の保全など自然との共生に配慮したまちづくりを進めるため、市民生活や事業活動、行政サービスの中で、着実に具体的な成果をあげていくことができるよう、広域的な観点に立ち、他の自治体などと連携して総合的に政策を展開します。

ごみの排出量は減少傾向にあるものの、資源化率の低迷は切実な問題であり、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を通じて資源化率の向上や資源循環型社会の構築を進めます。

市民の安全・安心に向けて、日常の防犯・交通安全に努めるとともに、災害が発生した場合の迅速かつ的確な対応ができる防災体制を構築します。

多発している犯罪や安全な消費を脅かす諸問題などに対する市民の悩みや不安の解消を図ります。

災害や火災時などに対応する消防・救急体制を整え、市民の生命、身体や財産を守ります。

(1) 政策目標 8 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち 目指すべき将来像

- ・ 低炭素・資源循環・自然共生社会の形成に向け、日常生活や事業活動・行政活動において、環境配慮への意識の向上や

自主的・連携した取り組みが実践され、温室効果ガスの排出量が減少している

- ・ 空気がおいしく、澄み渡った空が見られるきれいな環境を身近に感じることができる
- ・ 市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を理解し合いながら、ごみ・資源の適正分別や排出マナーなどに配慮した行動をとっており、廃棄物の削減が進み資源の有効活用が図られている
- ・ 適正で効率的な資源分別・収集が定着し、焼却残さの削減と温室効果ガス排出量の削減が進んでいる

ア 施策目標 29 環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進する

施策のねらい

(ア) 環境に配慮した活動の実践

深刻化している地球温暖化や生物多様性の喪失などの地球環境問題に対処し、持続可能な社会を構築するため、低炭素社会、資源循環型社会、自然共生社会への転換を目指します。また、市民一人一人の日常生活、事業者それぞれの事業活動において、温室効果ガスの排出削減や省エネルギーなどを実践できるような仕組みや、多様な生物が生息できるよう海・川・里山・農地などの自然が保全され、維持管理されるような仕組みにより、市域全体で環境に配慮した活動を促進します。

(イ) 環境意識の高揚

これまで取り組んできた環境教育に加え、高齢者の力を活用したプログラムを展開することにより、環境教育の充

実を図るとともに、さまざまな機会を活用した環境情報の提供などを通じて、理解を深めながら環境意識の高揚を図ります。

(ウ) 地域組織や団体への活動支援

既に環境に配慮した活動に自主的に取り組んでいるコミュニティ、事業者、学校などとのネットワークの充実と新たに取り組む意欲のある団体などの活動を支援します。

イ 施策目標 30 快適で安全な生活環境を守る

施策のねらい

(ア) 市民・事業者などの意識やモラルの向上

だれもが安心して暮らせる快適な環境を保全する活動に、市民・事業者などの参加を促すとともに、公害の監視活動や情報開示を通じて、市民・事業者などの環境に対する意識とモラルを向上させる仕組みを構築し、市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を進めます。

(イ) 地域の環境保全活動や美化活動の促進と支援

地域、地区レベルで自治会組織や市民一人一人が、地域の環境保全活動や美化活動に自発的に取り組めるよう、仕組みづくりや支援に努めます。

(ウ) 生活環境の向上

公衆便所の維持管理、し尿・浄化槽汚泥の適正処理、浄化槽法による指導の徹底、空地の浄化推進などにより、生活環境の向上を図ります。

ウ 施策目標 31 資源循環型社会の形成を目指す

施策のねらい

(ア) ごみの排出抑制

大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式からの脱却を目指して、啓発活動の充実を図るとともに、レジ袋削減に向けた取り組みなどを通じて、ごみに対する意識の高揚を図り、全市民と協働してごみの排出抑制を進めます。

(イ) 資源循環の仕組みの充実

ごみ処理の広域化を推進し、処理施設の共同整備と資源化施設の共同運用を適切に実施し、その有効活用を図るとともに分別品目や収集方法を見直して資源化を促進します。

(ウ) 廃棄物の適正処理

循環型社会の形成に向けた収集計画を策定し、家庭から出るごみをはじめ、事業系ごみ、し尿、浄化槽汚泥などの適正処理を行います。

(エ) 使用済み自動車の適正処理

使用済み自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な確保等を図るため、関連事業者の登録、許可及び指導を行います。

エ 施策目標 32 ごみや資源物を効率的に収集・処理する
施策のねらい

(7) ごみと資源物の適正排出の指導・周知の徹底と収集の効率化

燃やせるごみ・燃やせないごみ（破碎すれば燃やせるごみも含む）に含まれている資源物を減らすため、ごみと資源物の適正排出の指導・周知を徹底します。また、ごみと資源物の効率的な収集を実施します。

(イ) ごみの中間処理施設及び最終処分場の適正な維持管理

ごみの中間処理施設及び最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、平時及び有事においても安定的な稼働を図るため、計画的な改修を推進します。あわせて、ごみの排出抑制・資源化を推進するとともに、焼却残さの溶融化・有効活用を促進します。

(2) 政策目標 9 安全で安心して暮らせるまち

目指すべき将来像

- ・ 地域ぐるみの防犯活動が進み、犯罪が抑制されている
- ・ 自転車利用のルール、マナーが徹底され、自転車事故が減少し、歩行者が安心して歩ける
- ・ 地域の自主防災組織の組織化が進み、地域一体となった避難訓練や防災活動が活発に行われ、日ごろから災害に備えられている
- ・ 市民の不安や悩みに対する相談に対応できている

ア 施策目標 33 市民生活の安全を確保する

施策のねらい

(ア) 犯罪の未然防止

オレオレ詐欺や還付金詐欺に代表される主に高齢者をターゲットとした振り込め詐欺事件が急増しており、その犯罪の未然防止に取り組みます。

(イ) 防犯体制の強化

地域での防犯に対する意識が高まっていることから、地域の防犯活動の核となる防犯リーダーの育成が必要です。そのための講座の開催や人材育成には、多くの市民の参加を促すための柔軟性をもった取り組みを検討するとともに、地域防犯活動に対する支援を充実します。また、関係

機関、関係団体と連携し防犯体制の強化に努めます。

(ウ) 駅周辺の放置自転車・違法駐車解消

放置自転車・違法駐車により歩行者空間や通行の確保が阻害されており、駅周辺の放置自転車・違法駐車解消を図る対策を講ずるとともに、自転車駐車場の整備を推進します。

(エ) 交通安全教育と広報啓発活動の推進

関係機関、関係団体との連携強化を図りながら、受講機会が少ない大人に重点を置いた交通安全教室を実施するとともに、自転車の安全利用についての広報啓発活動を充実します。

(オ) 交通安全対策の推進

通学路の安全対策や交通指導員の活動支援など、交通安全対策を推進します。

イ 施策目標 34 あらゆる災害や危機に効果的に対応する
施策のねらい

(ア) 迅速な避難・救出の体制整備

災害が発生した場合に、災害対策本部を設置し、迅速な避難や救出など市民の生命と安全を確保できる体制を整えます。

(イ) 防災意識の普及と自主防災組織への支援

自主防災組織との連携を強化するため、自助、共助、公助、それぞれの役割を認識できるよう意識の普及に努めるとともに、自主防災組織への支援をさらに充実・強化し、総合的な地域防災力の強化を図ります。

(ウ) 防災基盤の整備

災害時に重要な役割を担う防災行政用無線などの情報発信インフラなどの防災基盤の整備に努めます。災害時の応急対策として備蓄品の備蓄率の向上を目指します。また、ライフラインの耐震性の強化を関係機関と連携しながら進めます。

ウ 施策目標 35 市民の悩みや不安を解消する

施策のねらい

(ア) 情報提供の充実と相談の環境整備

近年、高齢者や生活弱者を狙った訪問販売や電話勧誘など、悪質商法による手口は巧妙化しています。情報提供のあり方や相談しやすい環境を整備します。

(イ) 消費者意識の啓発

市民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、消費者啓発講座の開催、ホームページなどでの情報提供などにより、消費者意識の啓発を推進し、複雑・多様化する消費生活問題の被害を予防するとともに、未然に被害を防ぐための相談を充実します。

(ウ) 関係機関との連携強化

相談の充実を図るとともに、関係機関との連携・強化により早期での被害者の救済に対応します。

(エ) 相談の充実

市民が抱えるさまざまな悩みを解決し、安心して生活ができるよう、内容に応じた各種相談を充実します。

(オ) 要望、苦情等に対する取り組みの推進

市民から寄せられた要望等に対して速やかな対応や回答等を行います。また、市民から寄せられた苦情等を市民

サービスの向上につなげる取り組みを行います。

(3) 政策目標 10 生命や財産が守られるまち

目指すべき将来像

- ・ 安全を守るという目標のもと一丸となり効果的な消防業務を効率的に推進している
- ・ 市民に消防活動への理解と高い防火・防災意識があり、地域での助け合いの仕組みが整っている
- ・ 火災や事故、急病などの際に、消防車や救急車が迅速に駆けつける
- ・ 多様化する災害に効果的に対応できるよう、消防職員が高い能力を持っている
- ・ 消防部隊や消防団の連携が強く、高い消防力を持っている

ア 施策目標 36 消防業務を円滑に実施するための体制を整備する

施策のねらい

(ア) 組織の効率化と職場環境の整備

効率的な組織の構築、職場環境の整備を行い、消防組織が持つ力を最大限に発揮します。

(イ) 消防業務への理解と協力

消防の業務を市民に広く発信することにより、消防活動の行いやすい環境を作り、安全なまちを支えます。

(ウ) 消防職員の能力向上

複雑・多様化する消防業務に対応するため、専門的知識や技術の習得を図り、消防職員の総合的な能力の向上を図ります。

イ 施策目標 37 火災発生と火災危険を減らす

施策のねらい

(ア) 防火意識の普及・啓発

火災予防の調査研究を行い、防火意識の普及・啓発を進め、火災のないまちを目指します。

(イ) 消防用設備などの整備促進

建築物の消防用設備などの整備を適切に指導することで、火災を予防し、火災が発生したときの危険を減らします。

(ウ) 立入検査の効果的・効率的な実施

事業所などへの立入検査を行う体制を整備し、あわせて効果的・効率的な立入検査を実施することで、火災危険のないまちを目指します。

(エ) 火災予防対策の推進

火気使用器具などの防火安全対策について適切に指導し、出火防止を図ります。

(オ) 危険物施設などの安全性向上

危険物施設などの保安基準を適切に指導することにより、安全性を向上し、事故防止を目指します。

ウ 施策目標 38 消防力を充実し、災害活動体制を強化する 施策のねらい

(ア) 消防活動環境の調査・整備

消防・救急・救助活動に関する調査・整備を通して、消防力の充実強化を図り、消防署部隊・消防団部隊の消防活動能力を高めます。

(イ) 消防団との連携強化

消防団との連携を深め、効果的・効率的に災害に対処す

る能力を高めます。

(ウ) 救急車利用の適正化

広報紙や市ホームページを活用するなどして、救急車の適正な利用方法を周知し、不適正な利用を抑制します。

(エ) 大規模災害時の地域防災力の強化

大規模災害における延焼火災対策として、市民に初期消防活動の訓練を指導し、地域防災力の強化を目指します。

エ 施策目標 39 災害情報を統括・管理し、あらゆる活動を支援する

施策のねらい

(ア) 的確・迅速な出動指令

消防緊急指令システムをはじめとする通信指令施設にある機器を常に良好な状態で活用できるよう維持管理し、消防部隊への出動指令を的確・迅速に行いあらゆる災害に対応します。

(イ) 救命の連鎖の構築

救急要請者に対し要請の内容から、重症度・緊急度を的確に判断し、救急車現場到着前の応急処置などの口頭指導を行い、重度傷病者の救命効果の向上を図ります。

オ 施策目標 40 効果的・効率的な消防活動が実施できる体制を支援する

施策のねらい

(ア) 防火防災教育の推進

将来的に地域の防災力を担う小・中学生などに防火防災教育を実施し、消防業務についての知識の普及を目指します。

(イ) 救命講習会などの受講環境の整備

市民に対する救命講習会などの受講環境を整備し、救命に必要な技術や知識を習得した市民を増やすことで、市民が市民を救うまちを目指します。

(ウ) 消防活動の支援など

消防活動用品を使用頻度などを考慮した中で整備し、消防活動を支援します。また、り災者の必要に応じて、り災証明書や救急搬送証明書を発行します。

カ 施策目標 41 消防業務を効果的・効率的に実施する
施策のねらい

(ア) あらゆる災害への対応

災害に効果的に対応できる能力を高め、あらゆる災害に対応します。

(イ) 効率的な消防の展開

消防のあらゆる業務を主体的・補完的に担い、効率的な消防を支えます。

4 基本理念 4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な
まちづくり

茅ヶ崎市は、海・川・里山の自然環境に恵まれ、平たんな地形にコンパクトな市街地が形成されており、この茅ヶ崎らしい都市の特徴を十分に生かした「住んでよかった、住み続けたい」と思える魅力あるまちを維持・創造します。

現在の都市構造を基本に都市の成熟を図るため、市街地の無秩序な拡大を抑制して自然環境との調和を図るなど、地域の特性に配慮した都市づくりや道路などの基盤整備に取り組みます。

市民生活の利便性を高める都市機能を効果的に集約した都市拠点の整備や、公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成を目指します。

公共下水道の污水管の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質を良好に保ちます。また、雨水対策を充実させ、浸水被害の軽減を図るとともに、川に親しめる快適な水環境を創出します。

茅ヶ崎の高い知名度や地域資源、企業の先端技術などを生かしながら、各産業の連携やブランド化戦略を進めて、多くの人を訪れる魅力と活力を育てるとともに、市内での雇用創出や次世代の定住を図ります。

自然環境など地域の特性に配慮し、生活や防災性、産業に配慮した活力あるまちづくりを図ります。

(1) 政策目標 11 魅力にあふれ住み続けたいまち

目指すべき将来像

- ・ 都市計画制度が適正に運用され、市街地と自然の良好なバランスが保たれている
- ・ 地域特性を生かしたきめ細かなルールで、秩序ある土地利用や良好な住環境が維持・創出されている
- ・ 中心市街地や都市拠点の利便性が高まり、徒歩や公共交通、自転車を利用する割合が高まっている
- ・ 都市の防災性能が向上している
- ・ 地域特性を生かした魅力ある景観を、市民・事業者・行政が一体となって、維持・創出している
- ・ 豊かな自然環境が保全され、身近にみどりが感じられる

ア 施策目標 42 地域特性を生かした都市空間をつくる

施策のねらい

(ア) 地域特性に配慮した土地利用の推進

魅力と活力ある都市空間の形成に向け、地域特性に応じた適切な規制・誘導で、良好な住宅地などの形成や自然環境に配慮した土地利用を進めます。

(イ) 地域特性を生かしたルールの整備

安心して住み続けることができる住環境の形成に向け、地域住民と協働して、地域の特性を生かした地区計画など、ルールの制定や拡充を進めます。

イ 施策目標 43 住みやすく住み続けたいまちをつくる

施策のねらい

(ア) 集約型都市構造の実現に向けた交通体系の構築

集約型都市構造の実現に向け、利便性が高く、人と環境にやさしい交通体系を構築します。また、公共交通を優先した新たな交通システムを導入します。

(イ) 鉄道輸送力の増強

J R 東海道本線、J R 相模線の輸送力増強について事業者へ働きかけます。

(ウ) 防災体制の構築

都市防災推進事業の推進を図り、災害時の被害を軽減し、被災後の迅速な復旧のため、自助・共助・公助による取り組み体制の構築を目指します。

(エ) 住環境整備の推進

住環境整備を進めるため、必要な支援や法制度の導入を進めます。

ウ 施策目標 44 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどり

を保全・再生・創出する

施策のねらい

(ア) 地域特性を生かした景観の形成

歴史の積み重ねの中で形づくられてきた「地域らしさ（地域特性）」を感じさせる魅力的な景観を、市民・事業者・行政が一体となって守り、育て、創造していくことで、快適な都市環境を実現します。

(イ) みどりの保全・再生・創出

生物多様性のある自然を守り、次世代へ豊かなみどりを継承し、快適な都市と健康で心豊かな生活を支えるみどりを創造します。

都市緑地法などの法制度の活用や茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しなどにより、みどりの保全・再生・創出に努めます。

市民・事業者・行政の主体的な取り組みと協働による実効性のあるみどり豊かなまちづくりを推進します。

計画の実効性を高めていくために、緑のまちづくり基金の充実を図ります。

エ 施策目標 45 安全で秩序ある住環境を形成する

施策のねらい

(ア) 建築確認・許認可制度の適正な運用

建築確認・許認可制度を適正に運用することで、安全、防火、衛生面などが良好なまちづくりを進めます。

(イ) バリアフリー化や福祉のまちづくりの推進

「バリアフリー新法」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」などに基づき、建築物などのバリアフリ

ー化やユニバーサルデザイン化を図り、だれもが暮らしやすいまちをつくります。

(ウ) 住宅・建築物の耐震化

地震に強いまちづくりを目指し、住宅、建築物の耐震補強や建て替えを促進し、耐震化率の向上を図ります。

オ 施策目標 46 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

施策のねらい

(ア) 無秩序な市街化の抑制

無秩序な市街化を防ぎ、良好な都市環境の形成に資する土地利用を促進するため、宅地開発などにあたって、一定の基準に沿った指導を行います。

(イ) 開発・建築の許可制度などの適正な運用

都市計画法に基づく開発許可や建築許可、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」など、各制度の適正な運用を図ります。

(2) 政策目標 12 だれもが快適に過ごせるまち

目指すべき将来像

- ・ 道路情報管理システムが構築され、道水路敷が効率的に管理・利用されている
- ・ 道路・橋りょうの整備により、渋滞の緩和効果があらわれている
- ・ 生活道路の整備などにより、狭あい道路の多いエリアが縮小している
- ・ 公園・緑地が市民の憩いや交流の場として、親しみを持って利用されている

- ・ 公共建築物の耐震化が進み、安心して利用し、住み続けることができる

ア 施策目標 47 道水路敷の効率的な管理・利用を進める

施策のねらい

(ア) 法令に基づく市道の管理

法令に基づき、市道を管理するため、市道の認定と廃止、区域の決定や供用の開始などを行います。

(イ) 道水路敷の有効利用

行政財産である道水路敷の有効利用を図るため、積極的に用途廃止、交換、払い下げ業務を行います。あわせて、道路敷の寄附採納と道水路敷の付け替えを行います。

(ウ) 道水路敷の境界確定や電子データ化による管理

道水路敷を管理するため、境界確定業務を推進するとともに、境界確定図交付事務の簡素化と迅速化を図るため、電子データ化による道路情報管理システムの運用を推進します。

イ 施策目標 48 交通を円滑に処理する道路網を整備する

施策のねらい

(ア) 幹線道路・環状道路の整備

都市機能を支える都市計画道路を主とした幹線道路、茅ヶ崎駅を中心とする環状道路を整備し、生活道路や駅周辺に流入する通過交通車両を抑制し、地域間の移動の利便性の向上と歩行空間・自転車走行空間の確保に努め、交通の円滑化により安全な道づくりを進めます。また、災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保、景観や環境に配慮し、バリアフリー化された道路づくりを進めます。

ウ 施策目標 49 身近な生活道路を安全で快適にする

施策のねらい

(ア) 生活道路の整備

安全で快適な生活環境を確保するため、狭あい道路などの整備や舗装修繕、橋りょうなどの長寿命化を計画的に行い、生活道路の整備・維持管理を推進します。

(イ) 道路排水施設などの整備

集中豪雨対策として、道路冠水発生箇所については、状況に応じた道路排水施設の整備を行います。また、迅速な交通誘導と通行の制限により、道路の安全な通行の確保を推進します。

(ウ) だれもが利用しやすい道路空間の確保

道路の無電柱化やバリアフリー化を推進することにより、だれもが利用しやすい道路空間を確保し、交通事故の減少を図ります。

エ 施策目標 50 公園・緑地を整備する

施策のねらい

(ア) レクリエーション拠点の整備

海岸や里山などの豊かな自然・景観を生かしたレクリエーション拠点となる公園・緑地を整備します。

(イ) 既存の公園・緑地の再生整備

身近な公園・緑地の整備やみどりの保全、適切な維持管理に加えて、既存の公園を対象として、地域住民のニーズや災害時の避難場所としての役割に対応した再生整備を推進します。

(ウ) 協働による既存公園・緑地の管理運営

既存の公園・緑地に関しては、地域住民が愛着を持ち、親しみのあるみどりを増やしていくために協働による管理運営を目指します。

オ 施策目標 51 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる

施策のねらい

(ア) 公共建築物の整備

安全で環境に配慮した快適なだれにもやさしい施設づくりを進めます。

(イ) 既存住宅ストックの有効活用

市営住宅は、半数以上が築後 30 年以上を経過しており、老朽化が顕著になっていることから、的確な整備・保全を行い、既存住宅ストックの有効活用を図ります。

(ウ) 住宅セーフティネットの機能向上

多様化する住宅困窮者を支援するため、市営住宅における暮らしやすい環境などの整備を進めます。

(3) 政策目標 13 快適な水環境が守られるまち

目指すべき将来像

- ・ 下水道経営方針に基づき、経営の健全化、安定化が図られている
- ・ 水洗化により多くの世帯が快適な生活を営んでいる
- ・ 下水道の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質が良好に保たれている
- ・ 雨水対策が充実し、浸水被害が減少している
- ・ 川辺の自然と人がふれあえる水辺空間が整備され、多くの市民に親しまれている

- ・ 下水道の長寿命化が進められている

ア 施策目標 52 下水道経営を健全に安定して行う

施策のねらい

(ア) 下水道経営の健全化・安定化

平成 24 (2012) 年 4 月からの地方公営企業法適用に伴い、下水道経営の方針を樹立し、経営の健全化、安定化を図ります。

(イ) 水洗化普及率の向上

公共下水道供用開始告示区域内の水洗化普及率 100% を達成するための指導・啓発に努めます。

イ 施策目標 53 公共下水道（雨水・汚水）・河川を整備する

施策のねらい

(ア) 計画的な公共下水道施設の整備

公共下水道は、生活環境の改善をするとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全し、健全な水環境を守るという役割を担う重要な都市基盤であることを認識し、快適環境都市づくりに向けて計画的に公共下水道施設の整備を推進します。

(イ) 雨水対策

雨水対策は、下水道事業の重要な役割の一つであり、その対策にあたっては緊急度を考慮し、雨水排除能力の確保に加えて、面的な対策である貯留・浸透などの流出抑制対策も含めた方策を検討し、浸水の少ない安全なまちづくりを目指します。

(ウ) 河川整備

河川整備は、治水を基本としながら、条件の整った区域

では、親しみやすい水辺空間を創造することで、川辺の自然とふれあいを通じた心豊かな暮らしの実現に向けた整備を、計画的に推進します。

ウ 施策目標 54 下水道・河川施設の信頼性を確保する
施策のねらい

(ア) 管路の耐震化と計画的・効率的な改築

下水道施設の長寿命化と、緊急輸送路に埋設されている管路や避難所からの排水を受ける管路の耐震化に着手するとともに、下水道維持管理計画を策定し計画的・効率的な改築事業に着手します。

(イ) 河川・水路の改修と計画的な維持・管理

河川・水路の改修や計画的な維持・管理を行い、市内の浸水箇所を無くし安全で快適な生活を確保します。

(4) 政策目標 14 地域の魅力と活力のある産業のまち

目指すべき将来像

- ・ 茅ヶ崎の魅力の発信により、まちが活性化し、地域経済が好循環している
- ・ 商業や農業・水産業の後継者と新規起業者、新規就農者が増加している
- ・ 既存企業の操業環境が充実され、新たな企業立地や雇用が創出されている
- ・ 観光のネットワークが形成されている
- ・ 市民生活の利便性の高い都市拠点整備され、活力あるまちとなっている

ア 施策目標 55 多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する

施策のねらい

(ア) 企業の安定的な経営支援

市内企業が、安定した経営を行えるように関係機関と連携を図り、金融支援や経営指導などを行い、企業の安定した経営基盤の整備について支援します。

(イ) 企業の立地支援

新たな交通網を生かした企業の立地などの産業振興を図り、雇用の創出を支援します。

(ウ) 茅ヶ崎ブランド製品の販売促進支援

地域の特産品や産業の連携で、茅ヶ崎ブランド製品の創出を進めるとともに、関係団体と連携し、効果的な情報発信と流通経路の確立を支援します。

(エ) 魅力ある商店街と個店の育成支援

地域の魅力を生かした商店街の育成を支援するとともに、個性ある個店の魅力づくりを、関係機関と連携して支援します。

(オ) 観光資源の開発の促進

海や里山の自然に恵まれた地域の特性を生かした観光資源の開発や、既存の資源の有効活用を促進し、観光イベントを充実します。

(カ) 回遊性の確保

茅ヶ崎海岸や里山公園などの観光資源や、地域に根付いた地域資源が多数存在します。多くの居住者や来訪者が利便的な移動が可能となるように、交通機関の活用も含めた回遊性を確保します。

活用を進める

施策のねらい

(ア) 異業種交流の場の提供

農業、水産業、商業による異業種交流の場の提供を継続的に行い、地産地消と新たなビジネスチャンスの創出を行います。

(イ) 経営の安定化支援

農業・水産業の担い手の確保育成や経営能力の向上を図り、魅力ある産業として就労意欲が高まるような仕組みづくりを進め、経営の安定化を支援します。

(ウ) 地産地消の推進

農業・水産業は環境や食の安全に対する消費者の関心の高まりと地場産業振興の観点から地産地消を進めるとともに、消費地の中に生産地がある特徴を生かし地産地消の拠点づくりを進めます。

(エ) 海岸侵食対策の推進

県と連携し漁港西側に堆積する砂を中海岸へ搬送するとともに、国・県などの関係機関へ海岸侵食対策事業に対する要望活動を行い、侵食対策を推進します。

(オ) 海岸の保全・活用の推進

多様化する海洋レジャーに伴う海浜地の利用に対して、湘南海岸の特性が生かせるようなイベントなどの開催に対し支援などを行うとともに、海岸の保全・活用の推進を進めます。

(カ) 農地の保全・活用の推進

生産基盤整備や意欲の高い担い手への農地の利用集積

を進め、優良農地の確保と有効利用を図り、農地の保全・活用を推進します。

ウ 施策目標 57 充実感をもって働けるための就労を支援する

施策のねらい

(ア) 充実した労働支援の実現

関係機関と定期的な意見交換を通じ情報を共有することで連携を強化し、充実した就労支援体制を整えます。

(イ) ワーク・ライフ・バランスの促進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、市内事業所との協力体制を構築します。

エ 施策目標 58 地域特性に配慮した都市拠点を整備する

施策のねらい

(ア) 住宅、商業、工業などが調和した土地利用の誘導（辻堂駅西口周辺）

辻堂駅西口周辺の基盤整備推進のための課題の抽出や検討を行い、住宅、商業や工業などが調和したまちづくりを進めます。

(イ) 交通基盤の整備・都市機能の導入（香川駅周辺）

香川駅周辺の交通基盤の整備や都市機能の導入を段階的に進めます。

(ウ) 公共施設・商業施設の段階的整備（浜見平地区周辺）

浜見平地区は、周辺地区も含め、少子・高齢化を考慮し、団地の建て替えに合わせ生活の利便性や防災性の向上を目指すとともに、地域に必要な公共施設や商業施設の整備を段階的に進めます。

(エ) 基盤整備の推進（萩園地区）

萩園地区は、産業系土地利用への誘導を図るための基盤整備の推進を図ります。

(オ) 都市整備の推進

市街地の基盤整備や市街地再開発を推進し、防災性の高いまちづくりを進めます。

(5) 政策目標 15 農地の適正で有効な利用を図る

施策のねらい

(ア) 適正な農地利用の管理

後継者不足に伴い農地の減少がみられる中、農地の使用貸借など利用関係の調整、交換分合による効率的な利用の促進を図ります。また、農地法に基づき転用規制の厳格化などにより農地の確保を図ります。

5 基本理念 5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営

業務効率化による経常経費の抑制、事務事業評価による効率的な予算配分などを通じて、将来への投資が可能な財政基盤を維持するとともに、適正な予算・人員編成に基づいて、課題解決に向け効果的な政策を迅速かつ着実に立案・実行し、具体的な成果を上げます。

分権型社会における自治体経営の担い手となり、多様化する市民ニーズに的確に対応できる創造性豊かな人材を育成します。

政策や事務事業の成果は、暮らしの質や市民満足度の向上など、金銭的な価値では測れない効果も含めて的確に評価を行い、さらなる効果を得られるよう改善を進める仕組みを構築し、評価結果

を生かした進行管理による行政経営を行います。

市民や事業者とのコミュニケーションや協働の取り組みを活発に進められる体制を構築し、市民サービスの新たな担い手となる多様な主体を育成するとともに、市民の主体的な活動に委ねるべきこと、民間企業の資金やノウハウを生かすべきことを見極め、新しい形の「公共」の形成を進めます。

(1) 政策目標 16 社会の変化に対応できる行政経営

目指すべき将来像

- ・ 市民ニーズや時代の変化に迅速に対応した市民サービスが提供されている
- ・ 各種情報を整理・体系化し、一元的かつ総合的にわかりやすい形で市民に提供されている
- ・ 目標が明確に示され、成果指標によるP D C Aサイクルに基づく改善が行われている
- ・ 経営的視点に立った改善により、無駄のない組織・人員による執行体制がとられている
- ・ 組織の使命や責任が明確になっている
- ・ 国・県・他の自治体との連携が強化され、市民サービスの充実が進んでいる
- ・ 時間、場所などに制約されない利便性の高い市民サービスが行われている

ア 施策目標 59 市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする

施策のねらい

(ア) 市長・副市長の執務環境の整備

市政運営の中心である市長と市長を補佐する副市長が、市政運営に必要な情報を的確につかみ、タイムリーかつ正確に市民や職員に発信する環境を整備し、市長・副市長の執務環境を整えます。

(イ) 市民との情報共有

誰もが見やすく、わかりやすい広報紙、統一感のあるホームページなど広報媒体を工夫し、さまざまな広報媒体の活用により、市民に情報を提供し、情報共有を図ります。

イ 施策目標 60 先を見据えた政策を実現する

施策のねらい

(ア) 戦略的な計画立案と成果を上げる事業展開

市全体の経営方針や重点施策、行財政改革などの具体的な方向性を示すとともに、厳しい財政状況を認識したうえで、各組織が使命、ビジョンを明確にし、目標の設定や政策・事務事業の優先順位付けを行い、目的指向、成果指向の市政運営を推進します。

(イ) 総合計画の確実な進行管理

政策や施策の推進にあたっては行政評価を活用し、組織としての使命の明確化、外部環境や内部環境などの現状の分析、目的や方針の設定、定量的な目標の設定などを行うことで、組織としての戦略形成や的確な改善を行うとともに、評価の客観性、公平性、透明性を高めるため、行政外部の主体による外部評価を実施します。

(ウ) 変化に対応した行政経営

地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくため、地方へのさらなる権限移譲に対応し、さらに複雑・多様化す

る市民ニーズに対応できるよう組織の機動性を高めるとともに、市民や事業者との連携を図ります。

(エ) 行政改革の実施

効率的・効果的な行政運営を推進するため、行政自らが行うべき事柄を明確にした中で、民間委託の推進、公の施設のあり方の見直し、効率的な組織の構築、事務事業の見直しなどを積極的に推進し、行政改革に取り組みます。

(オ) 豊かな長寿社会に向けた取り組みの推進

長寿であることを誰もが享受できる豊かな長寿社会を支える仕組みを構築し、その戦略的な展開を図ります。

ウ 施策目標 61 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる

施策のねらい

(ア) 他の自治体との連携による課題解決と市民サービス向上

防災や交通網の整備、環境問題など、単一自治体だけでは解決が難しい課題に対応するため、他の自治体との連携を強化し、一体となった取り組みにより解決を図り、市民サービスの向上に努めます。

(イ) 国や県との連携による事業の円滑な推進

国や県と連携を図ることにより、事業の円滑な推進を目指します。また、国や県の事業に伴う地域住民との調整を行います。

(ウ) 権限移譲の促進

自立的・主体的に個性豊かな地域づくりを展開し、事務の簡素化やスピードアップによる市民サービスの向上を

図るため、都市制度の見直しを視野に入れ、地域に根ざした市民サービスの向上を目指し、権限移譲の受け入れを進めます。

エ 施策目標 62 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる

施策のねらい

(ア) 情報の一元的かつ総合的な提供

行政情報の安全性を確保しながら、各種情報を整理・体系化し、一元的かつ総合的にわかりやすい形で市民に提供することにより、質の高い市民サービスを実現します。

(イ) 時間、場所などに制約されない市民サービスの提供

インターネットなどを活用し、時間や場所に制約されない利便性の高い市民サービスや市政への市民参加の機会の拡大を進めます。

(ウ) 情報通信技術の活用

情報セキュリティ対策を実施したうえで、情報通信技術の活用により市民サービスの向上を図ります。

(エ) 情報による地域力の向上

市民、企業、大学などとの協働や優れた情報発信と防災対策、産業振興などにより、行政を含めた地域力の向上を図ります。

(オ) マイナンバー制度の活用に向けた取り組みの推進

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の趣旨に基づき、マイナンバーを活用した住民の利便性向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた取り組みを推進します。

オ 施策目標 63 公共施設の再編整備と適切な維持管理を進める

施策のねらい

(ア) 戦略的かつ経営的視点に立った公共施設の再編整備

老朽化し、耐震性などに課題のある公共施設については、戦略的かつ経営的視点に立って、再整備を行います。

(イ) 資産の有効活用

公共施設の再編整備にあたっては、廃止した施設の跡地と小規模な市有地の売却や貸し付けを行うとともに、再編整備で生まれた余剰スペースの有効活用を図ります。

(ウ) 公共施設の適切な維持管理と長寿命化

公共施設の維持管理にあたっては、活用状況やライフサイクルコストを明らかにし、最適な対策を行うとともに、中長期の保全計画により計画的な維持管理を行い、財政負担の平準化を図りながら施設の長寿命化を行います。

(2) 政策目標 17 それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営

目指すべき将来像

- ・ 市民参加が進み、市民がまちづくりの主体となっている
- ・ 市民によって多くの公共的な役割が主体的に担われている
- ・ 職員一人一人の能力が生かされ、組織としても個人としても大いに発揮されている
- ・ 行政文書や各種資料が適正に管理され、市政に関する情報がわかりやすく提供されている
- ・ 新たな課題に的確に対応する施策展開を支える例規が整備されている

ア 施策目標 64 市民と行政が協力して自治の進展を図る

施策のねらい

(ア) 多様な形態による市民サービスの提供と人材育成の支援

行政から提供されるだけでなく、市民や市民活動団体、NPOなどの多様な主体から、協働をはじめとしたさまざまな形態により提供される市民サービスによって、まちづくりが進められる仕組みを構築します。また、市民活動とその活動の担い手となる人材の育成を支援します。

(イ) 市民主体の活動の環境づくりと活動支援

自立した市民が主体的に活動できる拠点の整備や環境づくりを進めるとともに、新たなコミュニティの活動を支援し、地域のきずなをつくり、地域での活動の担い手の発掘、自主的な課題解決のための取り組みを促進します。

(ウ) 市政への市民参加の推進

市民参加をしやすい環境の整備に努めるとともに、市政に関する情報を積極的に市民に提供し、主体的な市民参加を促進します。

イ 施策目標 65 職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる

施策のねらい

(ア) 適材適所の職員配置

積極的に職員採用活動を行い、多様で有用な人材を確保するとともに、職員の意向調査などを踏まえ、専門性や実績に配慮した適材適所の職員配置を行い、複雑多様化する市民ニーズに的確に対応した行政経営を行います。

(イ) 適正な実績評価

人事評価システムを透明性、公平性、公正性、納得性を軸に実施し、個々の職員の実績を適正に評価することにより、職員の意欲、知識・技術の向上を図り、職員一人一人の能力を高めるとともに、各職員が持つ能力が最大に発揮される仕組みとして総合的な人事給与制度を確立します。

(ウ) 人材育成

さまざまな行政課題に対応するため企画力・政策形成能力の向上を図る諸研修を実施するとともに、職員の能力・意識・技術の向上を図る諸研修を充実することで、分権型社会における自治体経営の担い手となり、多様化する市民ニーズに的確に対応できる人材を育成します。

(エ) 人事給与制度の適正な管理・運用

人事給与制度については、社会情勢に配慮した市民の理解を得られる適正なものとなるよう調査、研究したうえで、必要に応じて改正し、適正な運用を行います。

(オ) 職員の健康の保持・増進

業務効率の向上と職員の健康増進のため福利厚生事業を実施するとともに、心の健康にも配慮した健康管理体制の充実及び職場環境の整備を進めます。

ウ 施策目標 66 市が保有する情報を総括的に管理するとともに、自治に関する基本的な制度の整備を推進する
施策のねらい

(ア) 情報の適正管理と公開

行政文書をはじめ市が保有する情報を適正に管理し、市民に対し市政に関する情報をわかりやすく提供します。

(イ) 円滑な議会運営事務の展開

議会の招集・議案書等の調製など、円滑な議会運営のための行政側の事務を行います。

(ウ) 統計調査の実施と提供

各種統計調査を実施し、統計情報を提供します。

(エ) 自治基本条例のさらなる推進

地方自治の本旨にのっとり、茅ヶ崎市における自治を着実に推進するため、茅ヶ崎市自治基本条例の趣旨に基づいた取り組みを進めるとともに、自治を推進するためのさまざまな制度の検討・整備を進めます。

エ 施策目標 67 戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う

施策のねらい

(ア) 戸籍簿と住民基本台帳の適正な整備と事務処理の迅速性・正確性のさらなる向上

行政事務の基本情報である戸籍簿と住民基本台帳の整備を適正に行うとともに、事務処理の迅速性と正確性を向上させます。

オ 施策目標 68 自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する

施策のねらい

(ア) 市民に有益な政策や施策を支える例規の整備

現行法制度を遵守する中で、市民に有益な政策や施策を展開するために、それを支える例規の整備を行います。

(イ) 行政文書の適正な管理

行政文書の作成・整理・保存・廃棄などの事務について、

適正かつ円滑な処理を進めます。

カ 施策目標 69 北部の行政拠点を充実する

施策のねらい

(ア) 北部の行政拠点としての小出支所の充実

高齢社会に対応するため、身近なところで市民サービスを受けられる環境づくりの推進として、小出支所が北部の行政拠点となって取扱業務項目の拡大など取扱事務を充実します。

(イ) 小出支所を活用した多様な施策展開

地域の団体活動への協力と支援を行い、防災活動・地域福祉活動など小出支所を地域の活動拠点とした多様な施策を展開します。

(ウ) 斎場の適正な管理運営

火葬及び葬儀が円滑に行えるよう斎場の業務を適正に管理運営します。

(3) 政策目標 18 ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営

目指すべき将来像

- ・ 中長期的な視野に立った、計画的な財政運営が行われている
- ・ 財政状況が市民にわかりやすく公表され、市の財政運営が市民に理解されている
- ・ 市民が納付しやすい体制が整い、高い徴収率が確保されている
- ・ 市民から信頼される、市民税の課税が行われている
- ・ 市民から信頼される、固定資産税の課税が行われている
- ・ 財産管理や契約行為が透明性・公正性・公平性を確保して

いる

ア 施策目標 70 政策の実現を支える健全な財政運営を維持する

施策のねらい

(ア) 安定した財源確保

10年間の財政推計のもと、安定した財源を確保し、計画的な財政運営を行います。

(イ) 事業評価に基づく効率的な予算配分

事業評価の手法を用いて、常に事業を見直し無駄のない効率的な予算配分を行います。

(ウ) 財務情報の透明化

積極的に財務情報を公開し、透明化を図るとともに、市民にわかりやすく説明します。

イ 施策目標 71 徴収率を向上させる

施策のねらい

(ア) 納付しやすい環境づくり

市民ニーズに対応するため、多様な機関（コンビニエンスストア、銀行など）との連携のほかにインターネットなどの活用でサービス提供を図り、納付しやすい環境を整えます。

(イ) 滞納額の縮減

現年度課税分は、新規滞納者に対する電話催告を民間委託する「納税推進センター」事業で早期に滞納額の縮減を行います。過年度滞納繰越分は、効果的な滞納整理の強化を図り、滞納額を縮減します。

ウ 施策目標 72 市民税の公平・適正な課税を行う

施策のねらい

(ア) 課税対象の正確な把握

課税対象となる個人、法人を正確に把握し、公平で適正な課税を行います。

(イ) 市民税に対する理解の向上

公平・適正な課税を行うとともに、納税者へのわかりやすい説明を行うことで、市民税に対する理解を深め、安心して納税できる環境づくりを進めます。

(ウ) 効率的な課税事務の遂行

電子化された課税情報のデータ通信において、国（所得税）との連携を進め、効率的な課税事務を行います。

エ 施策目標 73 固定資産税の公平・適正な課税を行う

施策のねらい

(ア) 課税対象の正確な把握

現地調査・実地調査を強化し、土地、家屋、償却資産を正確に把握し、公平で適正な課税を行います。

(イ) 固定資産税に対する理解の向上

公平・適正な課税を行うとともに、納税者へのわかりやすい説明を行うことで、固定資産税に対する理解を深め、安心して納税できる環境づくりを進めます。

オ 施策目標 74 財産を適正に管理する

施策のねらい

(ア) 財産運用の費用軽減と環境への配慮

市が所有する財産の運用について維持管理経費を軽減するとともに、環境に配慮した庁舎管理・車両管理を行います。

(イ) 財産の有効活用と適正な取得・売却

市が所有する財産を有効に活用するとともに、財産を適正に取得し、また活用予定のない財産を売却することにより財源を確保し、行財政の効率化を図ります。

カ 施策目標 75 効率的で公正に入札・契約を執行する
施策のねらい

(ア) 透明性・公正性・公平性・競争性を確保した入札・契約
の執行

適正な価格で優良なものやサービスなどを調達するため、透明性・公正性・公平性・競争性を確保し、価格だけでなく品質も考慮できる制度の改善と入札・契約事務を効率的に実施します。

(イ) 優良な公共調達

品質確保の観点から、契約から納品までの執行管理を適切に行い、優良な公共調達を実現します。

(4) 政策目標 19 公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る

施策のねらい

(ア) 適正な公金の管理

支出負担行為、支出命令などの審査と執行を行うほか、公金の管理を適正に行います。

(5) 政策目標 20 住民の意思を行政に反映させる

施策のねらい

(ア) 適正な選挙事務などの執行

各種選挙や直接請求などに関する事務を適正に行うことを通して、行政に対する住民の思いを反映します。

(6) 政策目標 21 行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し
確保する

施策のねらい

(ア) 監査業務のさらなる充実と向上

的確な監査の実施を主眼として、監査業務の研修などへの取り組みをさらに充実し、統一した監査方針の確立と監査技術の向上、平準化に努めます。

(イ) 市民に信頼される監査の実施

行政運営において適正で効率的な事務執行が不可欠であり、それを維持、確保し保障するため引き続き公平・公正な立場で監査を行い、結果を公表するとともに、透明で市民に信頼される監査を目指します。

(ロ) 行政事務の執行における内部統制の徹底

行政事務、事業の執行過程の審査で法令、条例などに則しているか確認、指導に努め、コンプライアンスの徹底と事務改善を図ります。

第6 政策共通認識

1 政策共通認識の趣旨

政策共通認識は、まちづくりの基本理念を具体的に進める際に、前提となる認識です。

超高齢化が進行し、人口減少局面への転換を目前に控え、一人一人の市民が、あらゆる場面で十分に力を発揮して、社会全体の活力や助け合いにより支えられる地域社会を育てていかなければなりません。

戦後から続く都市の成長も終息しつつあり、今後は、成熟化に向

けて、茅ヶ崎らしい魅力を感じながら、将来にわたって安全・安心で快適に暮らし続けられるよう、まちや暮らしの質を重視した政策展開が重要となっています。

茅ヶ崎市では、こうした社会背景を踏まえつつ、未来に通用する“持続可能な社会構造”への変革を進めます。

今後、5つのまちづくりの基本理念に基づき実行するすべての事項に取り組むうえで、ここで掲げる事項を共通の認識とし、政策目標を超えた幅広い連携を進めます。

まちづくりの基本理念を具体的に進める際に、政策共通認識を確認し、配慮の可否を検討したうえで、計画を立案し、実行します。

2 政策共通認識とその視点

(1) 共生社会

この基本構想で考える共生社会とは、市民一人一人が互いの権利を尊重し、それぞれの生き方について相互理解のもと共に支え合って、安定した暮らしや地域の活力を育てることです。

男女が地域社会の対等な構成員として、自らの意思で社会の活動に参画する機会が確保され、等しく政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を負うことのできる「男女共同参画社会」の実現が重要です。

さまざまな社会制度やまちの環境、地域、職場などで、性別や年齢、国籍、障害の有無などによる障壁（バリア）を感じることなく、自分らしく社会に参画できるよう配慮されていることが大切です。

暴力・虐待・いじめ、不当な差別などによって抑圧されることのない社会でなければなりません。

(2) 環境

低炭素社会・資源循環型社会・自然共生社会の形成は、地球環境の保全の基本となる視点です。

都市での環境負荷の低減の取り組みを着実に進めるためには、広域的な連携や総合的な戦略のもと、市民・事業者・行政が共通の問題認識と強い意思をもって、都市整備・まちづくりの進め方や事業活動、生活のスタイルの転換などに取り組むことが重要です。

こうした取り組みの推進の原動力となるのは、子どもたちからの地球環境問題や自然との共生に関心と理解を深める学習や体験、行政の率先行動であり、市民・事業者を含めて全市一丸となった取り組みが必要です。

(3) 協働

少子高齢化や核家族化などの諸問題の対応をはじめ、複雑・多様化する市民ニーズの中で、心豊かな暮らしを支えていくため、市民活動団体や事業者などの特性を生かした連携や役割分担によって、行政だけで対応できない地域課題の解決に、市民・事業者・行政が協力して行動することが協働のまちづくりです。

さまざまな分野の政策・施策で、行政が真に担うべき施策・事業・サービスを見極め、多様な主体との協働によって、市民ニーズに対し、よりきめ細かく対応する市民サービスの提供が可能です。

協働の推進やコーディネートを担う行政内部の人材や組織、主体的・自立的に活動できる市民活動団体や事業者などが着実に育ち、対等な相互の信頼関係のもとに活動し、協働により持続して安定した市民サービスを着実に提供することが大切です。

(4) 生涯学習

学びたいテーマを自由に選び、自分にあった方法で生涯にわたって学び、社会、地域の中で、自分自身を生かしていくことが生涯学習です。

人々が生きがいを持ち、いきいきと暮らしていくためには、働くこと、子育て、スポーツ、地域福祉、環境保全活動、まちづくり、地域活性化、行政経営など、生涯を通してさまざまな分野で学び、学習の成果を生かす場があり、関わっていくことが重要です。

(5) 安全・安心

自然災害や犯罪・事故、テロ、詐欺・偽装などの消費者問題、世界的に流行する感染症など、日常生活を脅かす危険や脅威が顕在化・多様化してきており、安全・安心に特別な意識と投資が必要です。被害を最小限に食い止めるためには、さまざまな政策・施策の中で、日ごろの備えや危機管理体制を強化し、有事の際の迅速な対応を意識することが重要です。

高齢化が急速に進む中、道路などの公共施設、鉄道駅や大規模店舗などの公益施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進め、だれにとっても、安全で快適に利用できるまちにすることが重要です。